

# 若竹保育園 一時的保育サービス事業実施要項

## (目 的)

就労形態の多様化に伴う一時的な保育及び保護者の傷病等による緊急の保育に対応するため、一時的保育サービス事業を実施し、子どもの福祉の増進、健全育成を図ることを目的とする。

## (事業内容)

- 1 非定型的保育サービス  
父・母の労働・看護・就労等、家庭における保育が断続的に困難になる子どもに対する保育サービス事業
- 2 緊急保育サービス  
保護者の傷病、入院等により緊急・一時的に保育を必要とする子どもに対する保育サービス事業
- 3 私的理由による保育サービス  
父・母の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消したいときに受ける保育サービス事業

## (対象とする子ども)

事業の対象となる子どもは、児童福祉法第24条の規定による委託にならない伊勢崎市内在住の就学前の子ども。  
・年齢 生後3ヶ月～就学前の子ども

## (実施方法)

- 1 利用日数は、原則として1ヶ月20日程度とする。
- 2 1日あたりの利用人員は、おおむね5人程度とする。
- 3 一時的保育サービスは、各クラスを利用する。
- 4 家庭において断続的に保育に欠ける状態のとき、その子どもをあらかじめ登録しておき、登園できるようにする。ただし、緊急の場合は当日申し込みでも利用できる。
- 5 その子どもの処遇については、委託児との交流を行い、弾力的な処遇を行う。
- 6 この事業を実施するにあたり、必要な経費は保護者より徴収する。  
・3歳未満児 1日 1,500円  
・3歳以上児 1日 1,000円  
(保育費・給食費・施設使用費として)  
※初回のみ保険料 530円  
※3歳児～5歳児クラスで保育の必要性の認定を受けた子どもの利用料は月額最大37,000円まで無償となります。0～2歳児クラスで住民税非課税世帯で保育の必要性の認定を受けた子どもの利用料が、月額最大42,000円まで無償となります。ただし、給食費(1回200円)は無償の対象外となります。(※無償の請求方法等についての詳細は、別紙参照)
- 7 生活保護世帯の子どもは無料とする。
- 8 年齢は、4月1日現在の年齢とする。
- 9 利用料は、利用し始める日の登園時に納めるものとする。(つり銭の無いようお願いいたします。)
- 10 毎月10日より受付を行い、先着順とする。また、年齢によっては利用できない場合があります。
- 11 理由によっては利用できない場合があります。(集団生活に慣れさせたい等)
- 12 送迎の際は、保育園で用意する送迎バッチをご利用ください。
- 13 次に掲げる特定の保育園行事の日には利用できません。  
・入園式 ・親子旅行 ・運動遊び ・保育参観日 ・夕涼み会 ・お泊り保育  
・親子運動会リハーサル ・親子運動会 ・園外保育 ・観劇会 ・お遊戯会リハーサル  
・お遊戯会 ・卒園式 ・夏期特別希望保育期間

## (保育時間等)

- 1 月曜日～金曜日 7:00～19:00
- 2 休日については保育園と同様

## (申 請)

園長宛とする。

## (実施開始)

平成23年4月1日より実施する。